

成華園福祉学院 介護福祉士実務者研修事業学則

第1章 総則

(目的)

第1条

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号の規定に基づき介護福祉士国家試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士資格取得の支援をするとともに、福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条

研修の名称は、成華園福祉学院介護福祉士実務者研修(以下、「本研修」という。)と称する。

(事業者の名称・所在地)

第3条

本研修は、次の事業者(以下、「本学院」という。)が実施する

名 称 成華園福祉学院

所在地 茨城県日立市久慈町4丁目19番21号

学院長 額賀 儀秀

問い合わせ 成華園福祉学院事務局(担当：小林 TEL0294-54-2385)

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

(就業年限)

第4条

本研修の修業年限は原則6か月とする。ただし、過去に次の各号の研修を修了した者については、受講期間が1か月以上あって、且つ修了基準を満たした場合には修了認定できるものとする。

- 一 訪問介護員養成研修1級(研修修了：3月)
- 二 訪問介護員養成研修2級(研修終了：3月)
- 三 訪問介護員養成研修3級(研修修了：6月)
- 四 介護職員初任者研修 (研修終了：3月)
- 五 介護職員基礎研修 (研修修了：3月)
- 六 認知症介護実践者研修 (研修終了：6月)
- 七 喀痰吸引等研修 (研修終了：6月)
- 八 その他上記に掲げる過程に準ずる課程

(入学時期)

第5条

本研修の入学時期は、原則毎月1日とする。

(休業日)

第6条

休業日は12月29日から1月5日までとする。ただし本学院長が必要と認める場合には休業日を

変更することができる。

(受講定員)

第7条

受講定員は1クラスあたり20名とし、1学年の学級は最大3学級とする。

- 2 受講応募者が少人数の場合は開講を取り止める場合がある。

(対象地域)

第8条

本研修は、茨城県内を対象地域とする。

第3章 教育課程及び授業方法

(実施課程及び授業時間数)

第9条

養成課程の種類は通信課程とする。

- 2 履修方法については、別表1の通り添削課題による通信学習を主体とし、一部通学学習(面接学習)による講義、演習を含む学習方法とする。
- 3 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下、「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。

(授業方法)

第10条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出またはeラーニング専用Webページで回答及び面接授業その他適切な方法により行う。

(印刷教材による授業)

第11条

受講生は、第9条2項に定められる授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出または、eラーニング専用Webページで回答し、添削指導及び評価を受けなければならない。

- 2 受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メール、eラーニング専用Webページにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第12条

面接授業は、別表1に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

(履修免除)

第13条

訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号労政労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第14条

本学院に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学院長 1名
- 二 専任教員 1名以上
- 三 非常勤講師 1名以上
- 四 事務職員 1名以上

(教員会議)

第15条

本学院に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2 教員会議は、学院長が招集し、その議長になる。
- 3 教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 受講生の退学、休学及び復学に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第5章 受講資格、入学手続き、受講許可及び除籍、退学

(受講資格)

第16条

受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 向上心をもち介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 面接授業及び医療的ケアの演習の全ての課題を修了することが可能である者。
- (3) 心身共に健全である者。

(受講手続)

第17条

受講手続は次のとおりとする。

- 一 本学院指定の受講申込書へ必要事項を記載し、本人であることを証明できる書類(免許証等)、介護に関する研修(第4条ただし書きに定めるものに限る。)を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。
- 二 受講者は申込み順とし定員に達した時点で受付は終了とする。
- 三 受講決定者には受講料支払手続きのための書類を送付する。
- 五 受講決定者は指定期日までに受講料を納入する。

(受講の決定)

第18条

本学院長が、受講予定者からの受講料納入の確認し、受講決定通知を発行し受講を許可する。

(退学、休学及び復学)

第19条

退学しようとする者は、退学願を提出し、本学院長の許可を得るものとする。

- 2 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で休学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、本学院長の許可を得なければならない。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設長の許可を得るものとする。ただし、休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の方法と評価)

第20条

学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、提出期限までに提出またはeラーニング専用Webページから回答し、合格しなければならない。また、その添削を行うことにより、第6条3項に掲げる到達目標の習得状況を確認する。

- 2 通信課題の成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
- 3 演習評価(介護課程Ⅲ)は、100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
- 4 演習評価(医療的ケア)は、A(9割以上)・B(7割以上～9割未満)・C(7割未満)の3段階で評価する。認定はB以上で評価基準を満たしたものとして取り扱う。
- 5 到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び追試にて評価を行う。
- 6 介護課程及び生活支援技術については、前項に定める添削課題の評価のほか介護課程Ⅲにおける面接授業を通じても評価する。
- 7 本研修の総合的な習得度の評価は、介護課程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 8 各科目の出席時間数が、別表1に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定は行わない。
- 9 介護課程Ⅲ・医療的ケア演習は、全ての時間数を受講しなければならない。

(遅刻・早退・欠席の取扱い)

第21条

面接授業の場合において、授業開始から30分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は、第20条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を全日程出席しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

- 2 講義・演習・実習は、一切の早退は原則として認めない。

(補講)

第22条

面接授業を欠席した場合は、補講を受講するか、次回開講の研修で当該授業を受講することにより、出席したものとみなす。補講費用は、1回目までは無料として、2回目以降は1時間1,000円と

する。

(修了の認定)

第23条

面接授業を含む通信課程の全課程を修了した者で、研修終了者の質の確保を図る観点からレポート及び添削問題など課題の提出の状況、講義・演習等で一定の評価を得た者に修了して、教員会議の議を経て、学院長が修了の認定を行う。

(修了証明書等の授与)

第24条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学院長は、修了証明書を授与する。

- 2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として、1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に来校するものとする。

第7章 賞罰

(表彰)

第25条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学院長が表彰することがある。

(懲戒)

第26条

受講者が次の各号に該当する場合は、職員会議の議を経て学院長が懲戒する。

- 一 無断欠勤が著しく受講態度不良な者。
- 二 学習能力が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 三 研修の秩序を乱し、他の受講生に影響を及ぼす者。

第8章 受講料

(受講料)

第27条

受講費用は次の通りとする。ただし、過去に本学院が実施する介護職員初任者研修事業を受講した者には、割引がある。

【一般】

受講予定者の有する資格	受講料	割引後の受講料	テキスト代 (税込み)
無資格者	173,250円	なし	13,820円
介護職員初任者研修 修了者	123,200円	73,200円	13,610円
ホームヘルパー1級 修了者	36,575円	なし	4,320円
ホームヘルパー2級 修了者	123,200円	なし	12,960円
ホームヘルパー3級 修了者	161,700円	なし	13,820円
介護職員基礎研修 修了者	19,250円	なし	2,160円
認知症介護実践者研修 修了者	161,700円	なし	13,820円
喀痰吸引等研修 修了者	154,000円	なし	13,820円

【学生】

受講予定者の有する資格	受講料	割引後の受講料	テキスト代 (税込み)
無資格者	103,500円	なし	13,820円
介護職員初任者研修 修了者	73,600円	43,600円	13,610円
ホームヘルパー1級 修了者	21,850円	なし	4,320円
ホームヘルパー2級 修了者	73,600円	なし	12,960円
ホームヘルパー3級 修了者	96,600円	なし	13,820円
介護職員基礎研修 修了者	11,500円	なし	2,160円
認知症介護実践者研修 修了者	96,600円	なし	13,820円
喀痰吸引等研修 修了者	92,000円	なし	13,820円

(受講料の返還)

第28条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第9章 補則

(受講中の事故等)

第29条

当該受講者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(個人情報の取扱)

第30条

個人情報の取扱については、以下のとおりとする。

- 一 受講者の個人情報の適正な管理を実施する。また、事業実施により知り得た個人情報を他者に知らせたり、不当な目的に使用しない。
- 二 受講者などが実習等で知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用することがないように受講生の指導を行う。
- 三 なお、茨城県への修了報告を行う際、修了者の個人情報を提供する場合がある。

(学則の改廃)

第31条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学院長の承認を得るものとする。

(施行細則)

第32条

この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、学院長が別にそれを定める。

附則

この学則は、平成31年3月1日から施行する。

別表1 科目及び履修方法

規定規則に定める科目及び時間数	本学院時間数	履修方法
人間の尊厳と自立(5時間)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本学院が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ(5時間)	5	同上
社会の理解Ⅱ(30時間)	30	同上
介護の基本Ⅰ(10時間)	10	同上
介護の基本Ⅱ(20時間)	20	同上
コミュニケーション技術(20時間)	20	同上
生活支援技術Ⅰ(20時間)	20	同上
生活支援技術Ⅱ(30時間)	30	同上
介護過程Ⅰ(20時間)	20	同上
介護過程Ⅱ(25時間)	25	同上
発達と老化の理解Ⅰ(10時間)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ(20時間)	20	同上
認知症の理解Ⅰ(10時間)	10	同上
認知症の理解Ⅱ(20時間)	20	同上
障害の理解Ⅰ(10時間)	10	同上
障害の理解Ⅱ(20時間)	20	同上
こころとからだのしくみⅠ(20時間)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ(60時間)	60	同上
医療的ケア(50時間+演習)	50 必要回数	同上 面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45	面接授業にて履修する。
合計	450	

別表2 他研修等の修了認定に基づく履修減免

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとかだらのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとかからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数						喀痰吸引 等研修
介護過程Ⅲ(スクーリング)	45					免除	
合計	450	320	95	320	420	50	

添付資料 6

(入所者選抜の概要)

学生等の受入の方針、受入方策等については、下記の通りとする。

学則第5章第16条第17条に定めるとおり、本研修を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付したものとする。

- (1) 募集は、一般募集及び当法人の職員とし、代表者の推薦を受けた者とする。
- (2) 当法人ホームページに受講応募案内を掲載する。
- (3) 定員を超える応募があった場合は先着順とする。